

天栄村立天栄中学校 「学校いじめ防止基本方針」

天栄村立天栄中学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめ防止等のための基本方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめ防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

【いじめの定義】

（第2条）「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態（例）>

- (1) 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ① 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ② 本人のいやがるあだ名で言われる。
 - ③ 存在を否定される。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ① 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ② 遊びやチームに入れない。
 - ③ 席を離される。
- (3) ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ① わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ② たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ③ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ① 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ② 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てたりされる。
 - ③ 靴に画鋸やガムを入れられる。
- (5) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ① 使い走りさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ② 本人のいやがるあだ名で言われる。
 - ③ 存在を否定される。

- (6) パソコンや携帯電話、SNS等において、誹謗中傷やいやなことをされる。個人情報に掲載される。
- ① パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ② いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止対策の基本事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を經由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ及びその再発を防止するため、心理、福祉等に対する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」(生徒指導委員会)

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

4 重大事態発生時の対応

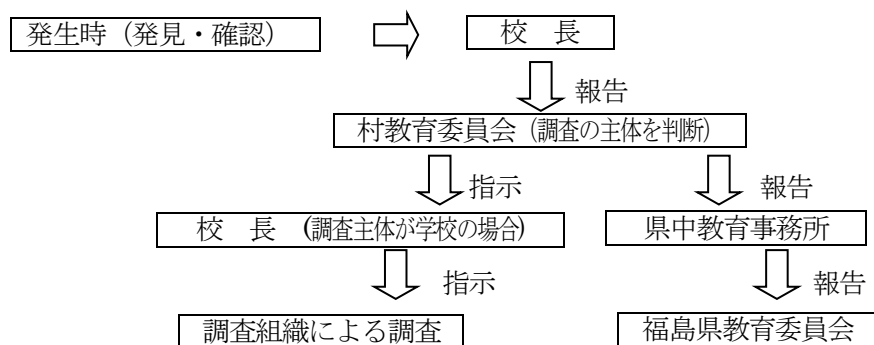
(1) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、天栄村教育委員会に迅速に報告する。

(2) 重大事態の調査

- ① 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け、調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(3) 対応図 (緊急時)



※ 「いじめ対策委員会」を中心として状況に応じて専門家を加える。

5 年間計画

月	行事計画	面談・調査実施計画	いじめ防止対策会議・校内研修計画	評価計画
4月	全校集会	地域訪問	第1回職員会議 (方針・組織・健康)	
5月	生徒会総会	いじめ対策アンケート	職員研究協議会 (個々の対応)	
6月	命の教育3年	日常生活アンケート		アンケート集計
7月	1学期終業式	三者相談 (3年) 二者相談(1・2年)		教育目標評価
8月	2学期始業式			
9月		いじめ対策アンケート		
10月	全校集会	日常生活アンケート		アンケート集計
11月		三者相談		学校評価
12月	2学期終業式		第11回職員会議 (検証)	教育目標評価
1月	3学期始業式		教育課程編成会議 (修正)	
2月	生徒会総会	日常生活アンケート		アンケート集計 年間評価
3月	修了式			